

宮城県地域防災計画

〔原子力災害対策編〕

(案)

平成 年 月

宮城県防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
(1) 国の防災基本計画との関係	1
(2) 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	1
(3) 原子力事業者の努め	1
2 宮城県地域防災計画との整合性	1
3 市町村地域防災計画との関係	2
4 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の基礎とすべき災害の想定	2
1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態	2
2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態	2
(1) 放射線による被ばく	2
(2) 被ばくの低減化措置	3
3 緊急事態における判断基準	3
(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)	3
(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)	3
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	8
(1) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)	8
(2) 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)	8
第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置	12
(1) 原子力施設等の状況に応じた防護措置	12
(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置	12
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	12
1 県	12
2 警察本部	13
3 県教育委員会	13
4 関係市町	13
5 石巻地区広域行政事務組合消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域 広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部	13
6 指定地方行政機関	14
7 自衛隊	15
8 指定公共機関	15
9 指定地方公共機関	16
10 公共的団体等	16
11 東北電力株式会社 (指定公共機関)	17
第7節 関係機関による応援協力	17

第8節 原子力防災体制等の整備	17
第2章 原子力災害事前対策	18
第1節 基本方針	18
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	18
(1) 防災業務計画に関する協議	18
(2) 防災要員の現況等の届出の受理	18
第3節 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査	18
第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	18
(1) 原子力防災専門官との連携	18
(2) 地方放射線モニタリング対策官との連携	18
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	19
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	19
1 情報の収集・連絡体制の整備	19
(1) 県と関係機関相互の連携体制	19
(2) 機動的な情報収集体制	19
(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定	19
(4) 非常通信協議会との連携	20
(5) 移動通信系の活用体制	20
(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築	20
2 情報の分析整理	20
(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制	20
(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進	20
(3) 防災対策上必要とされる資料	20
3 通信手段の確保	22
(1) 専用回線網の整備	22
(2) 通信手段・経路の多様化	22
第7節 緊急事態応急体制の整備	23
1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	23
2 災害対策本部体制等の整備	23
3 対策拠点施設等における立ち上げ準備体制等	23
(1) 対策拠点施設等における現地災害対策本部立ち上げ準備体制	23
(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制	24
4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制	24
(1) 原子力災害合同対策協議会の設置	24
(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員	24
(3) 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する県の職員	24
5 長期化に備えた動員体制の整備	24
6 専門家の派遣要請手続き	24
7 防災関係機関相互の連携体制	24
8 応援要請等に基づく受け入れ体制	25
(1) 広域的な応援協力体制等	25

(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	25
(3) 警察災害派遣隊	25
9 自衛隊との連携体制	25
10 対策拠点施設	25
(1) 対策拠点施設の指定又は変更	25
(2) 対策拠点施設等の平常時の活用	25
(3) 対策拠点施設等における非常用通信機器の整備	26
(4) 対策拠点施設等の施設・設備等の整備、維持・管理	26
(5) 対策拠点施設等からの移転等	26
11 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	26
(1) 安全確保のための資機材の整備	26
(2) 国、関係市町及び原子力事業者との情報交換	26
第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	26
1 情報項目の整理	26
2 情報伝達手段の整備	26
3 住民相談窓口の設置等	27
4 要配慮者への情報伝達体制の整備	27
5 多様なメディアの活用体制の整備	27
第9節 モニタリング体制等	27
1 緊急時モニタリング計画の策定及び修正	27
2 モニタリング設備・機器等の整備・維持	27
3 緊急時モニタリング要員の確保	28
4 緊急時モニタリングの体制及び役割	28
5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備	28
(1) 関係機関との連携	28
(2) モニタリング要員の受け入れ等	28
(3) 気象状況に関する資料等の入手	28
6 大気中拡散予測に係るネットワークシステム	29
第10節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	29
第11節 複合災害に備えた体制の整備	29
第12節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	29
第13節 避難収容活動体制の整備	29
1 避難等計画の作成についての支援及び調整	29
(1) 避難等計画の作成支援	29
(2) 関係市町の講じておく措置	30
2 避難所等の整備についての助言	30
(1) 避難所等の整備	30
(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備	30
(3) コンクリート屋内退避体制の整備	31
(4) 避難等に係る手順の整備	31
(5) 応急仮設住宅等の整備	31
(6) 救助に関する施設等の整備	31
(7) 被災者支援の仕組みの整備	31
(8) 避難所等における設備等の整備	31

(9) 物資の備蓄に係る整備	31
3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言	31
4 学校等施設における避難等計画の整備についての助言	32
5 不特定多数の者が利用する施設における避難等計画の整備	32
6 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言	32
7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備	33
8 警戒区域を設定する場合の計画の策定	33
9 避難所・避難方法等の周知についての助言	33
第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	33
1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	33
2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	33
第15節 緊急輸送活動体制の整備	33
1 専門家の輸送体制の整備	33
2 緊急輸送路の確保体制等の整備	33
(1) 輸送拠点等の把握	33
(2) 道路交通管理体制の整備等	34
(3) 広域的な交通管理体制の整備	34
(4) 運転者のとるべき措置についての周知	34
(5) 道路管理の充実	34
(6) 臨時ヘリポート等	34
(7) 運送事業者等との連携	34
(8) 物資の輸送等に関する環境整備	34
(9) 緊急通行車両標章事前届出制度の普及の推進	34
第16節 救助・救急及び消火資機材等の整備	35
1 救助・救急活動用資機材等の整備及び助言	35
2 消火活動用資機材等の整備及び助言	35
3 救助・救急機能の強化	35
第17節 被ばく医療体制等の整備	35
1 緊急時被ばく医療活動マニュアル等の策定及び修正	35
2 医療活動用資機材等の整備	35
(1) 放射線測定資機材等の整備	35
(2) 資料の収集、整理	35
3 緊急被ばく医療派遣チーム派遣要請体制	36
4 被ばく医療要員派遣体制及び専門医療機関における体制の整備・維持等	36
5 広域的な被ばく医療体制の構築	36
6 関係機関との連携	36
7 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	36
(1) 事前配布体制の整備	36
(2) 緊急時における配布体制の整備	37
(3) 副作用に係る体制の整備	37
第18節 物資の調達、供給活動	37
第19節 行政機関の業務継続計画の策定	37

第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	38
第21節 防災業務関係者の人材育成	38
(1) 他機関の行う研修の活用	38
(2) 研修の実施	39
第22節 防災訓練等の実施	39
1 訓練計画の策定等	39
(1) 要素別訓練等の計画策定	39
(2) 総合的な防災訓練の計画作成への参画	39
2 訓練の実施	39
(1) 要素別訓練等の実施	39
(2) 総合的な防災訓練の実施	40
(3) 自衛隊と共同の防災訓練	40
3 実践的な訓練の実施と事後評価	40
(1) 実践的な訓練の実施	40
(2) 訓練の事後評価	40
(3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し	40
第23節 原子力発電所上空の飛行規制	40
(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置	40
(2) 航空自衛隊の措置	40
第24節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	41
第25節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	41
第3章 緊急事態応急対策	42
第1節 基本方針	42
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	42
1 警戒事態(Alert)等に係る通報連絡	42
(1) 原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合	42
(2) 県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率を検出した場合	43
2 施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) に係る通報連絡	43
(1) 原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合	43
(2) 県のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する数値を検出した場合	44
3 関係市町、防災関係機関の通報連絡	44
(1) 関係市町の通報連絡	44
(2) 宮城海上保安部の通報連絡	44
(3) 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡	44
4 応急対策活動情報の連絡	46
(1) 施設敷地緊急事態に係る応急対策活動情報、被害情報等の連絡	46
(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等)	46
5 一般回線が使用できない場合の対処	46
第3節 原子力災害警戒体制	47
1 県の警戒体制	47

(1) 緊急事態区分等の各段階における体制	47
(2) 自然災害による配備基準との関係	50
(3) 原子力災害警戒配備体制の解除	51
(4) 情報の収集	51
(5) 平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備	51
2 関係市町及び防災関係機関との連携	51
第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立	51
1 県の緊急事態応急対策活動体制	51
(1) 災害対策本部の設置基準及び体制	51
(2) 現地災害対策本部	54
(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣	57
(4) 国等との情報の共有等	57
(5) 対策拠点施設等での協力	57
(6) 災害対策本部の廃止	57
2 原子力災害合同対策協議会への出席等	57
3 国に対する報告	58
4 専門家の助言及び専門家の派遣の要請	58
5 応援要請及び職員の派遣要請等	58
(1) 応援要請	58
(2) 職員の派遣要請等	59
(3) 防災関係機関等に対する協力要請	59
6 関係市町への協力体制	59
7 自衛隊の派遣要請等	59
8 原子力被災者生活支援チームとの連携	59
9 防災業務関係者の安全確保	60
(1) 防災業務関係者の安全確保方針	60
(2) 防護対策	60
(3) 防災業務関係者の放射線防護	60
第5節 住民等への的確な情報伝達活動	61
1 住民等への情報伝達活動	61
(1) 迅速・的確な情報提供、広報	61
(2) 情報の一元化、例文の活用	61
(3) 情報提供の定期性等	61
(4) 報道責任者の指定	61
(5) 緊急放送による情報提供	62
(6) 県内各市町村への情報提供等	62
(7) 周辺海域への情報伝達等の要請	62
(8) 隣接県等への情報提供等	62
(9) 適切な情報の提供	62
(10) 原子力災害合同対策協議会における確認	63
(11) 様々な情報伝達手段の活用	63
2 住民等からの問い合わせに対する対応	63
3 関係市町の行う広報及び指示伝達	63
(1) 住民等への広報	63
(2) 情報の指示・伝達	63
4 宮城海上保安部の行う広報及び指示伝達	63
5 その他防災関係機関の行う広報	64

第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	65
1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施	65
(1) 警戒事態等における対応	65
(2) 施設敷地緊急事態における対応	65
(3) 全面緊急事態以降における対応	65
(4) 緊急時モニタリング実施計画策定後の対応	65
(5) モニタリングに係る区域の設定	65
2 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画	65
3 緊急時モニタリング結果の連絡及び共有	66
4 関係機関等への協力要請	66
(1) 情報提供の要請	66
(2) 緊急時モニタリング要員の要請等	66
(3) 不測の事態における協力要請等	66
5 モニタリングに係る県の組織及び業務	66
(1) モニタリング体制	67
(2) モニタリング班の業務	67
(3) モニタリングの実施内容	68
第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動	68
1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	68
(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等	68
(2) 避難所等	70
(3) 広域一時滞在	71
(4) 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施	71
(5) 安定ヨウ素剤の予防服用	71
(6) 要配慮者等への配慮	72
(7) 学校等施設における避難措置	72
(8) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	72
(9) 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	73
(10) 飲食物、生活必需品等の供給	73
2 独自の判断による措置	73
(1) 防護対策地区の決定	73
(2) 警戒区域の設定	74
(3) 防護措置に係る指示伝達等	74
(4) 防護措置の方法等	74
(5) 避難・コンクリート屋内退避等の誘導	76
(6) 立入制限等の措置	76
第7節の2 治安の確保及び火災の予防	76
1 治安の確保	76
2 火災の予防	76
第7節の3 飲食物の出荷制限、摂取制限等	77
(1) 他の防護措置との関係	77
(2) 飲食物の検査	77
(3) 出荷制限、摂取制限等の措置	77
(4) 飲料水及び飲食物の供給	77
第8節 緊急輸送活動	77

1	緊急輸送活動	77
(1)	緊急輸送の範囲及び順位	77
(2)	緊急輸送体制の確立	78
2	緊急輸送のための交通確保	78
(1)	緊急輸送のための交通確保の基本方針	78
(2)	交通の確保	78
第9節 救助・救急及び消火活動		78
1	資機材の確保	78
2	応援要請	78
(1)	市町村からの応援要請	78
(2)	広域的な応援要請	79
(3)	応援要請時の留意事項	79
第10節 被ばく医療活動		79
1	原子力災害時の被ばく医療体制	79
(1)	医療班の設置	79
(2)	関係機関等への協力要請	79
(3)	医療班の活動	79
(4)	消防庁等に対する要請	80
(5)	医療班の組織及び業務	80
2	原子力災害時の被ばく医療活動の実施	81
(1)	一般医療の実施	81
(2)	放射線被ばく診断（スクリーニング）の実施	82
(3)	安定ヨウ素剤服用に係る対応	82
(4)	初期被ばく医療機関への搬送	82
(5)	二次又は三次被ばく医療機関への搬送	82
(6)	緊急時の公衆の被ばく線量の把握	82
第11節 労働災害時の被ばく医療活動		84
(1)	原子力発電所における初期対応	84
(2)	初期被ばく医療機関における対応	84
(3)	二次又は三次被ばく医療機関への搬送	84
(4)	搬送手段の要請	84
第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策		84
1	当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置	84
(1)	事故発生等の通報連絡	84
(2)	原子力事業者の応急措置	85
2	県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとりべき措置	85
(1)	県及び市町村の措置	85
(2)	警察署、消防署、海上保安部の措置	85
第13節 自発的支援の受入れ等		86
1	ボランティアの受入れ等	86
2	国民等からの義援物資等の受入れ	86
第14節 行政機関の業務継続に係る措置		86

第4章 原子力災害中長期対策	87
第1節 基本方針	87
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	87
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	87
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	87
第5節 各種制限措置等の解除	87
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	87
第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成	87
1 災害地域住民等の記録	87
2 影響調査の実施	88
3 災害対策措置状況の記録	88
第8節 風評被害等の影響の軽減	88
第9節 被災者等の生活再建等の支援	88
第10節 被災中小企業等に対する支援	88
第11節 心身の健康相談体制の整備	88
第12節 物価の監視	89
第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除	89

第 1 章

総 則

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原災法第2条第3項の規定による女川原子力発電所に係る原子力事業者（東北電力株式会社）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第59条第1項の規定による原子力事業者等から運搬を委託された者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

（1）国の防災基本計画との関係

この計画は、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ複合災害などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

（2）計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

（3）原子力事業者の努め

原子力事業者は、事故（放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外へ放出される事態をいう。以下同じ。）の発生防止、事故の拡大防止及び災害の防止について十分な安全対策を講ずるとともに、事故が万一発生した場合に影響を最小限に食い止めるため、原子力発電所内の防災対策及び原子力発電所外への協力体制に関し原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力防災体制の整備に万全を期するように努めるものとする。

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（資料1-2-1）参照
女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画（資料1-2-2）参照

2 宮城県地域防災計画との整合性

この計画は、「宮城県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕」、「宮城県地域防災計画〔津波災害対策編〕」及び「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編〕」等によるものとする。

3 市町村地域防災計画との関係

市町村が地域防災計画〔原子力災害対策編〕を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故によるものを含むものとする。

1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態

過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。

これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。

また、複合災害が発生により原子炉施設が損傷した場合などには、原子力発電所から液体中に含まれた放射性物質が容易に海水中に流出し、生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者はこれを阻止するための対策をとる必要がある。

2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態

原子力発電所において過酷事故等が発生した場合は、原子炉施設から放出される放射性物質及び原子炉施設内の放射性物質から放出される放射線による被ばくなどの原子力災害が発生するため、適切な措置により被ばくの低減化を図り、被害の拡大を防止する必要がある。

（1）放射線による被ばく

①外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子炉施設から放出される放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質からのガンマ線によって生じる。

②内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込まれた放射性物質から体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。

（２）被ばくの低減化措置

①放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質による外部被ばく線量は、その放射性物質の濃度及び放射性プルームによる影響の継続時間に比例するため、気密性や放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び卓越した風向等を考慮し、放出源の風下軸から遠ざかることが有効である。

②飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、すみやかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。

3 緊急事態における判断基準

緊急事態の初期対応段階では、迅速な意思決定ができるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

（１）緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するため、緊急事態区分を設定し、各機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。

緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断は緊急時活動レベルで行うこととなる。これは、表1-4-2のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

表1-4-1 緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係

緊急事態区分	概要	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応 (原災法第10条)
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)

（２）運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表1-4-3のとおり設定する。

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（資料3-2-6）

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報の基準（資料3-2-3）

原子力災害対策特別措置法第15条第1項に係る基準（資料3-2-4）

表 1-4-2 緊急事態区分と E A L の枠組み

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止機能	原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。		原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
原子炉冷却機能 (冷却材漏えい)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
原子炉冷却機能 (給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
原子炉冷却機能 (残留熱除去)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
原子炉冷却機能 (炉心損傷)			炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
電源供給機能 (交流電源)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上（原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、5 分以上）継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、30 分以上）継続すること。
電源供給機能 (直流電源)		非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止中水位	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
格納容器圧力逃がし装置の使用		原子炉の炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
格納容器機能		原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
バウンダリ機能	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
原子炉制御室	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

緊急事態区分 分類	警戒事態等 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	
火災又は溢水	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器（「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	
外的事象及び その他事象	<ul style="list-style-type: none"> 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発表された場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
周辺監視区域 放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により $1 \mu S v / h$ 以上を検出*	原子力事業所の境界付近において原災法第11条第1項の規定による放射線測定設備で $5 \mu S v / h$ 以上を検出	左記の設備及び原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で $5 \mu S v / h$ 以上を検出
周辺監視区域 放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合

※ 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの

(注) この計画において、各緊急事態区分に該当する事象については、原災法等の枠組みに基づき、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態をそれぞれ警戒事象・特定事象・原子力緊急事態と表現することがあるほか、警戒事態等に対して警戒事象等と表現することがある。

表 1-4-3 運用上の介入レベル

基準の種類	基準の概要		初期設定値 ^{※1}		
	防護措置の概要				
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率)		
		避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。	β 線：13,000cpm ^{※3} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)		
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※4} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		
		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。			
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5 μ Sv/h ^{※5} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	
		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。			
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※6}
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率

※4 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※5 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

① 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の考え方

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね半径5km」が目安となる。

② 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の考え方

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね30km」が目安となる。

これらの考え方を踏まえ、本県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は女川町、石巻市（以下「所在市町」という。）、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下「関係周辺市町」という。所在市町と関係周辺市町を併せて「関係市町」という。）とし、その地域は下表のとおりとする。

（1） 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
女川町	高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間
石巻市	（荻浜）荻浜、小積浜 （牡鹿）鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊

（2） 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小乗、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前浜、指ヶ浜、出島、寺間、江島

重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
石巻市	<p>(石巻)</p> <p>日和が丘一丁目第1, 日和が丘一丁目第2, 日和が丘二丁目, 日和が丘三丁目第1, 日和が丘三丁目第2, 日和が丘四丁目, 大手町, 南光町第1, 南光町第2, 宜山町, 門脇町一丁目, 羽黒町一丁目第1, 羽黒町一丁目第2, 羽黒町二丁目, 中央一丁目第1, 中央一丁目第2, 中央二丁目第1, 中央二丁目第2, 中央三丁目, 泉町一丁目第1, 泉町一丁目第2, 泉町二丁目第1, 泉町二丁目第2, 泉町三丁目第1, 泉町三丁目第2, 泉町四丁目第1, 泉町四丁目第2, 立町一丁目, 立町二丁目, 穀町第1, 穀町第2, 千石町, 鑄銭場, 住吉町一丁目, 住吉町二丁目第1, 住吉町二丁目第2, 駅前北通り一丁目, 駅前北通り二丁目, 駅前北通り三・四丁目, 南中里三丁目, 南中里四丁目, 中里二・三丁目, 中里五・七丁目, 中里四丁目, 中里六丁目, 中里一丁目, 南中里一丁目・二丁目, 東中里一・二・三丁目, 元倉一・二丁目, 旭町第1, 旭町第2, 水押公営住宅, 水押一丁目, 水押二・三丁目, 開北一丁目, 開北二丁目第1, 開北二丁目第2, 開北三丁目, 開北四丁目, 大橋一・二・三丁目, 水明北一丁目, 水明北二丁目, 水明北三丁目, 水明南一丁目, 水明南二丁目, 清水町一丁目, 清水町二丁目, 新橋第1, 新橋第2, 山下町一丁目, 山下町二丁目, 田道町一丁目, 田道町二丁目, 錦町第1, 錦町第2, 西山町, 末広町, 双葉町第1, 双葉町第2, 貞山一丁目, 貞山二丁目, 貞山三・四・五丁目, 明神山, 上釜第1, 上釜第2, 下釜第2, 下釜第3, 下釜第4, 下釜第5, 上大街道第1北・東部, 上大街道第1北・西部, 上大街道第1南・東部, 上大街道第1南・西部, 上大街道第2, 上大街道第3, 下大街道第1, 下大街道第2東, 下大街道第2西, 下大街道第3, 下大街道第4東, 下大街道第4西, 不動町一丁目第1, 不動町一丁目第2, 不動町二丁目, 藤の巻, 八幡町一丁目, 八幡町二丁目, 田町, 湊町一丁目, 湊町二丁目, 湊町三丁目, 湊町四丁目, 吉野町一丁目第1, 吉野町一丁目第2, 吉野町二丁目, 吉野町三丁目, 御所入, 大門町三・四丁目, 明神町一・二丁目, 伊原津, 鹿妻北第1, 鹿妻北第2, 鹿妻北第3, 鹿妻南一・二丁目, 鹿妻南三・四・五丁目, 松並, 緑町, 鹿妻公営住宅, 仮設水押球場団地, 仮設大橋団地</p> <p>(渡波)</p> <p>鹿松, 際, 原, 千刈田, 浜松町, 東黄金浜, 南黄金浜, 栄田第1, 栄田第2, 松原町, 大宮町, 長浜町, 幸町, 渡波町一丁目, 榎壇, 渡波町二丁目, 渡波町三丁目, 三和町, 後生橋・宇田川町, 万石町, 塩富町一丁目, 塩富町二丁目, 祝田1区, 祝田2区, 佐須, 小竹浜, 表沢田, 流留, うしお町, 垂水町, 万石浦1区, 万石浦2区, 仮設渡波第一団地, 仮設渡波第二団地, 仮設万石浦団地</p> <p>(稲井)</p> <p>南境西部, 南境東部, 大瓜棚橋, 大瓜亀山, 大瓜井内, 大瓜八津, 大瓜入, 高木西部, 高木東部, 水沼西部, 水沼東部, 真野内原, 真野日向日影, 真野小島, 沼津, 裏沢田, 井内東部, 井内西部, 仮設開成1・2団地, 仮設開成3・4・5・6・14団地, 仮設開成7・8団地, 仮設南境第7団地第1, 仮設南境第7団地第2, 仮設南境第7団地第3, 仮設開成第9・10・13団地</p> <p>(荻浜)</p> <p>折浜, 蛤浜, 桃浦, 月浦, 侍浜, 荻浜, 小積浜, 牧浜, 竹浜, 狐崎浜, 鹿立浜, 福貴浦</p>

重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
石巻市	<p>(蛇田) 新橋, 境谷地, 丸井戸第1, 丸井戸第2, 中埜第1, 中埜第2, 谷地第1, 谷地第2, 谷地第3, 新谷地前, 上第1, 上第2, 太田切, 福村, 裏, 沖, 仲, 浜江場, 東前沼第1, 東前沼第2, 新下前沼, 向陽町一丁目, 向陽町二丁目第1, 向陽町二丁目第2, 向陽町三丁目, 向陽町四丁目, 向陽町五丁目第1, 向陽町五丁目第2, あけぼの, 仮設蛇田中央団地</p> <p>(田代) 大泊, 仁斗田</p> <p>(河北) 成田, 飯野川仲町, 飯野川上町, 飯野川本町, 旧屋敷, 五味, 元相野谷, 中島上, 中島下, 中野, 牧野巣, 皿貝, 馬鞍, 五十五人, 鶴家, 沢田崎山, 川の上, 後谷地, 吉野, 岩崎, 飯野本地, 飯野新田, 北境, 東福田, 大土, 梨木舟渡, 大森, 辻堂, 三輪田上, 三輪田中, 三輪田下, 福地, 横川, 谷地, 針岡第一, 針岡第二, 入釜谷, 仮設飯野川校団地, 仮設追波川多目的団地, 仮設大森第1、2団地, 仮設大森第3団地, 仮設大森第4団地</p> <p>(雄勝) 名振, 荒, 船越, 大須上, 大須下, 大須船隠, 熊沢, 羽坂, 桑浜, 立浜, 大浜, 雄勝, 水浜</p> <p>(河南) 根方, 黒沢, 駅前, 定川, 山崎, 和湊山根, 和湊町上, 和湊町, 筧入, 中山・上谷地, 梅木, 新田町, 四家, 本町, 道の・三軒谷地, 谷地中, 曾波神, 中埜, 山根, しらさぎ台, 沢田, 館, 糠塚, 砂押, 柏木, 町下, 町上, 新田, 青木, 朝日, 大番所, 大沢, 箱清水, 表沢, 俵庭, 小崎, 仮設押切沼団地, 仮設しらさぎ台団地, 仮設東北電子団地, 仮設旭化成団地, 仮設前山団地, 仮設糠塚団地</p> <p>(桃生) 倉埜, 深山・牛田, 寺崎舟場, 寺崎上, 寺崎下, 中津山上, 中津山下・四軒, 城内館下, 城内嶺, 新田上, 新田下, 給人町上, 給人町下, 神取上, 神取下, 高須賀下, 高須賀上, 小池, 太田西, 拾貫, 入沢, 檜崎東・山田, 檜崎西, 永井, 裏永井, 仮設永井・倉埜団地, 仮設桃生中津山団地, 仮設城内団地</p> <p>(北上) 橋浦本地, 橋浦大須上, 橋浦大須下, 長尾上, 長尾下, 行人前, 二丁谷地, 泉沢, 中原, 要害, 大上, 追波上, 追波下, 吉浜, 月浜, 長塩谷, 白浜, 小室, 小泊, 大室, 相川上, 相川下, 小指, 大指, 小滝, につきり団地</p> <p>(牡鹿) 鮎川第1, 鮎川第3, 鮎川第5, 鮎川第6, 金華山, 新山, 長渡中小路, 長渡根組, 網地, 十八成, 小湊, 給分, 大原, 小網倉, 谷川, 大谷川, 鮫浦, 泊, 前網, 寄磯, 鮎川小学校団地</p>

重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
登米市	<p>(津山) 東下在、西下在、平形、元町第一、元町第二、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、宮町、小川町、石貝、入沢、横山1区、横山2区、横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区、黄牛町</p> <p>(豊里) 上町、新町、横町、仲町、川前、下町、西ニッ屋、加々巻、白鳥、鶉波、東ニッ屋、浦軒、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、長根、山根</p>
東松島市	<p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、浜須賀、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、上小松、沢田、前里、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市、中下、新町、亀岡東、亀岡南、洲崎、大浜、室浜</p>
涌谷町	大谷地、短台
美里町	小島
南三陸町	荒町上、荒町下、西戸上、西戸下、折立上、折立下、林、水戸辺、在郷上、在郷下、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、大久保

第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置

(1) 原子力施設等の状況に応じた防護措置

本章第5節で規定するPAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による確定的影響を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、第4節第3項第1号で規定する緊急事態区分に基づき、避難等の予防的防護措置を準備し、実施するものとする。

なお、事態の規模や時間的な推移に応じて、国の指示又は独自の判断によりPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施するものとする。

また、全面緊急事態に至り、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、本章第5節で規定するUPZにおいて、予防的な防護措置（屋内退避）を原則として実施するものとする。

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外において緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、第4節第3項第2号で規定するOIL（運用上の介入レベル）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕第1章第2節に定める「各機関の役割と業務大綱」を基本に次のとおりとする。

1 県

事務又は業務	
1	通信体制の整備・強化に関すること。
2	防災対策資料の整備に関すること。
3	防護資機材の整備に関すること。
4	環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。
5	被ばく医療設備等の整備に関すること。
6	防災業務関係者に対する教育に関すること。
7	原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
8	原子力防災訓練の実施に関すること。
9	事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。
10	原子力災害警戒本部の設置・運営に関すること。
11	宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること。
12	原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること。
13	自衛隊の派遣要請に関すること。
14	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
15	緊急時モニタリングに関すること。
16	住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。
17	緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。
18	被ばく医療措置に関すること。
19	放射性汚染物の除去及び除染に関すること。
20	各種制限措置の解除に関すること。
21	損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。
22	関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。

2 警察本部

事務又は業務
1 防護対策を構すべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。
2 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。
3 立入り等の制限措置及び解除に関すること。

3 県教育委員会

事務又は業務
1 原子力発電所周辺に所在する公立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。
2 公立学校児童生徒の安全対策に関すること。
3 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること。

4 関係市町

事務又は業務
1 通信連絡設備の整備に関すること。
2 防災対策資料の整備に関すること。
3 防護資機材の整備に関すること。
4 住民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。
5 防災業務関係者に対する教育に関すること。
6 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
7 原子力防災訓練の実施に関すること。
8 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。
9 災害対策本部の設置・運営に関すること。
10 原子力災害合同対策協議会の運営への協力及び同協議会における協議に関すること。
11 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
12 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
13 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。
14 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。
15 被ばく医療活動に対する協力に関すること。
16 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関すること。
17 各種制限措置等の解除に関すること。
18 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。

5 石巻地区広域行政事務組合消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部

事務又は業務
1 住民等に対する広報に関すること。
2 住民の退避等の誘導に関すること。
3 一般傷病者の救急搬送に関すること。
4 被ばく者の救急搬送に関すること。
5 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。
6 関係消防本部との連絡調整に関すること。

6 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握と報告連絡に関する事。 2 警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関する事。 3 関係職員の派遣に関する事。 4 関係機関等との連絡調整に関する事。
東北財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事。 2 地方公共団体に対する災害融資に関する事。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事。 4 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関する事。
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集と通報に関する事。 2 関係職員の派遣に関する事。 3 関係機関等との連絡調整に関する事。
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事。 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事。
東北森林管理局	<p>林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。</p>
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水道の応急・復旧対策に関する事。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関する事。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関する事。
東北地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握と報告連絡に関する事。 2 関係職員の派遣に関する事。 3 関係機関等との連絡調整に関する事。
東北運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関する事。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事。
東京航空局 仙台空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力発電所上空の飛行規制に関する事。 2 緊急時における飛行場使用の総合調整に関する事。
第二管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関する事。 2 船舶に対する各種制限措置の解除に関する事。 3 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関する事。
仙台管区気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関する事。 3 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。
宮城労働局	労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
東北地方整備局	一般国道指定区間の道路管理に関すること。
東北防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

7 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22普通科連隊 航空自衛隊 第4航空団 海上自衛隊 横須賀地方総監部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モビリティに対する協力に関すること。

8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
独立行政法人国立病院機構本部 北海道東北ブロック事務所	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。
東日本電信電話株式会社宮城支店	通信の確保に関すること。
株式会社NTTドコモ東北支社	通信の確保に関すること。
KDDI株式会社東北総支社	通信の確保に関すること。
ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	通信の確保に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他災害救護に必要な業務に関すること。
日本放送協会 仙台放送局	1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本貨物鉄道 株式会社東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 2 災害時の応急輸送対策に関すること。
東日本高速道路 株式会社東北支社	高速道路の交通確保に関すること。
日本銀行仙台支店	災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社エフエム仙台	1 原子力に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
社団法人宮城県医師会	災害時における医療救護活動に関すること。
社団法人宮城県トラック協会	災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。
宮城県道路公社	高規格道路の交通確保に関すること。

10 公共的団体等

漁業協同組合、農業協同組合等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、県、関係市町及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し、積極的に協力するものとする。

1.1 東北電力株式会社（指定公共機関）

事務又は業務	
1	原子力施設の防災管理に関すること。
2	関係機関に対する情報の提供に関すること。
3	従業員等に対する教育・訓練に関すること。
4	放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
5	通信連絡設備の整備に関すること。
6	緊急時モニタリングに関すること。
7	県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

第7節 関係機関による応援協力

原子力防災対策は、一般的な災害に共通又は類似する対策に加えて、その対策に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の対策と併せて、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、防災関係機関等相互の応援協力体制の確立を図るものとする。

関係機関による応援協力体制（資料1-7-1）参照

第8節 原子力防災体制等の整備

県は、宮城県防災会議に原子力防災部会を設置し、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕を検討するとともに、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な応急対策の実施に関して同部会の学識経験者など専門家から助言を得るものとする。

宮城県防災会議原子力防災部会要綱（資料1-8-1）参照